

日本のSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）の牛個体識別台帳に基づき月齢を確認。

（と畜検査申請書への月齢及び個体識別番号の記載）



耳標



と畜検査申請書

年 月 日

(あて先)

●●県知事

申請者 住所
氏名

年 月 日生

法人の場合は、その名称
および代表者の氏名

下記の獣畜のとさつまたは解体について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので申請します。

と殺または解体をしようとする年月日

年 月 日

性別	品種	月 齢	出生の 年月日	産 地	個体識別番号

と畜場

生体受入・月齢確認



スプレー・タグによる識別



- 予め曜日等を定めて、30か月以下・30か月超の牛を分別してとさつ
- 30か月以下・30か月超のグループに分別してとさつ
(30か月超・30か月以下の順で行う場合は、交差汚染を防止)
- グループによる分別を行わない場合は、生体の頭部、背中にスプレー等により識別してとさつ (交差汚染を防止)

剥皮



剥皮後タグ等を添付

- 剥皮後のとたいをタグ等により識別

頭部除去

頭部検査

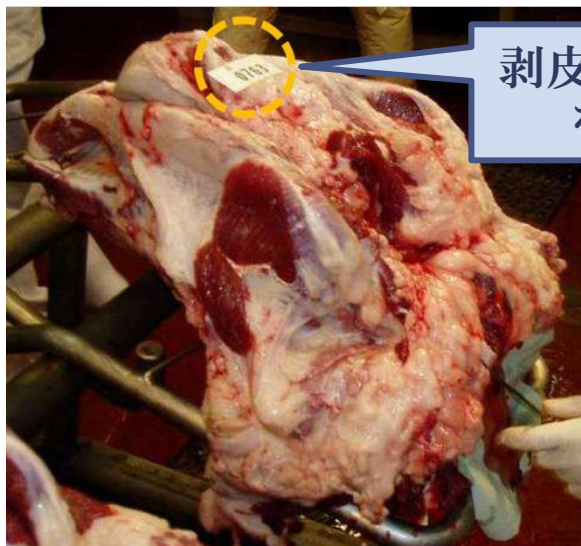
扁桃除去

舌

ほほ肉

その他の肉 (30か月以下に限る)

剥皮後タグ等を添付



扁桃除去

と畜検査員の確認

- 剥皮後の頭部をタグ等により識別
- 30か月以下の牛の頭部処理は作業場所等を分別 (作業場所を分別する以外の方法で分別する場合は、交差汚染を防止)
- 30か月超の牛の頭部から、舌及びほほ肉以外の部位を除去していないことについて、と畜検査員の確認を受ける

内臓摘出

内臓検査

回腸遠位部除去

小腸

心臓

胃

肝臓

大腸



回腸遠位部除去

- SRMは周囲を汚染しないように除去し、専用容器に保管。と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却。
- BSE検査を実施する場合は、検査中の内臓等は、専用容器に保管、タグ等で識別

(BSE検査中)
専用容器に保管し、タグ等を添付



せき髄除去・背割り
(30か月超処理時)

せき髄吸引



せき髄



背割り



硬膜除去

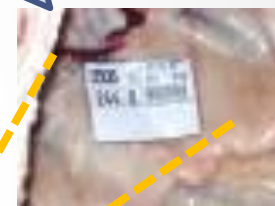
- SRMは周囲を汚染しないように除去し、専用容器に保管。
と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却
- せき髄片が飛散しないよう、洗浄水をかけながら背割り

枝肉検査



- 枝肉にせき髄が付着していないことをと畜検査員が確認

枝肉識別ラベル



枝肉冷却・保管



- BSE検査を実施した場合、検査中の枝肉は、専用区画に保管（専用区画が困難な場合はタグ等による識別）。いずれの場合も、枝肉同士の接触は避けることが望ましい
- 枝肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う。

せき柱処理

個体識別番号等を添付



1. せき柱除去

- 30か月以下の牛に由来するせき柱の処理は、作業場所を分別（それ以外の方法で分別して行う場合は、交差汚染を防止）
- せき柱除去時には、個体識別番号により月齢を確認

2. せき柱等の出入荷

- せき柱等の出入荷には、30か月以下の牛に由来することが確認できる荷送状等を添付（業者間取引時も同様）
- 出入荷の記録は3年間保存
- せき柱を含む部分肉出荷時は、牛トレサ法に基づき、個体識別番号の表示等を行う

3. せき柱等の販売

- 30か月以下の牛に由来することが確認できないせき柱等は消費者に販売しない